

1. 電話相談・メール相談

対 象 者	幼児児童生徒、保護者、教職員等
内 容	電話相談員又はネットアドバイザーが、幼児児童生徒に関する相談に対応する。
電 話	○ふれあい総合テレホン 083-987-1240 平日:午前8時30分~午後5時(祝日、年末年始等を除く。)
	○24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310 毎日:24時間対応
メ ー ル	○ふれあいメール soudan@g.ysn21.jp

2. 来所相談(本人・保護者等がやまぐち総合教育支援センターへ来所して相談を行うもの)

対 象 者	幼児児童生徒、保護者、教職員等
内 容	原則として、幼児児童生徒と保護者のそれぞれに担当者を配置し、別々に相談を行う。 1回50分を標準として相談に対応する。
相談担当者	子どもと親のサポートセンター・ふれあい教育センター研究指導主事等
申込方法	初回相談(初めての来所相談)の場合は、保護者がふれあい総合テレホン(083-987-1240)に電話で申し込む。 また、継続相談(2回目以降の来所相談)については、各担当者に直接申し込む。

3. 要請相談(学校等を訪問して相談に対応するもの)

対 象 者	幼児児童生徒、保護者、教職員等
内 容	○センター研究指導主事等の派遣 対象幼児児童生徒の学習や行動等の観察を行うとともに、保護者や職職員等との協議を行う。 ○スクールソーシャルワーカー(SSW)の派遣 学校だけでは対応が困難な課題を抱える幼児児童生徒の支援について、学校等を訪問し保護者や教職員等と協議を行う。また、必要に応じて、関係機関との連携や家庭状況等の環境調整を行う。 ※派遣に係る経費は、当センターが負担する。
申込方法	○センター研究指導主事等による要請相談 ▶校(園)長が、部長に電話で申し込む。 【教育相談に関すること】子どもと親のサポートセンター(083-987-1242) 【特別支援教育に関すること】ふれあい教育センター(083-987-1246) ○スクールソーシャルワーカー(SSW)による要請相談 ▶SSW派遣については、県立学校の校長が子どもと親のサポートセンター部長(083-987-1242)に電話で申し込む。 ▶SV派遣*については、市町教育委員会から子どもと親のサポートセンター部長(083-987-1242)に電話で申し込む。 *SV派遣とは、市町SSWに対する指導助言等のために派遣すること。

4. 情報モラル等に関する講師派遣

対 象 者	幼児児童生徒、保護者、教職員等
内 容	学校等の要請に対して、ネットアドバイザーを研修会や学校で実施する情報モラル教室等での講師として派遣する。
申込方法	担当者が、子どもと親のサポートセンター主査(083-987-1242)に電話で申し込んだのち、依頼文をメール(support@g.ysn21.jp)で送付する。